

日立市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

平成 26 年 8 月 8 日
茨城県行政書士会
会 長 國 井 豊

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により茨城県日立市と締結いたしました。これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、日立市からの要請により、本会の県北支部（支部長 四釜 絹枝）が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

なお、締結の様子は、当日 NHK や市内ケーブルテレビで放映される等、制度PRに大きな弾みとなりました。

記

- 1 支援協力に関する協定相手方：茨城県日立市
- 2 支援協力に関する協定締結日：平成 26 年 8 月 8 日
- 3 協定締結の状況

日立市役所において、吉村明日立市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

日立市側 吉成明市長、福地伸副市長、佐藤守総務部長、赤津昌義生活安全課長、七井防災対策室長
本 会 側 國井豊会長、古川正美副会長、黒澤清理事、四釜絹枝県北支部長、
飛田憲明、三橋司 各副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、日立市の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②日立市への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために日立市が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県北支部を經由して行う。

- 5 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体

北茨城市(H24年7月) 水戸市(H26年5月) 行方市(H26年7月)

日立市と行政書士会
災害支援協定を締結
日立市は8日、県行政書士会と災害時における支援協力に関する協定を結んだ。災害時に同市の要請を受けて、同会は被災者のための相談窓口を開設したり、被災者の被災証明の申請手続などを手伝ったりする。
同会が被災者支援のため
に県内自治体と協定を締結するのは北茨城市、水戸市、行方市に次いで4例目。
8日は日立市役所で協定の締結式が行われた。吉成明市長は、「災害時に行政書士会の協力を得られるのは非常にありがたい」と述べ、同会の國井豊会長は、「東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、有事の際にはきちんと対応できるようにしていく」と語った。

平成26年8月9日(土)読売新聞



災害時における支援協力に関する協定書

日立市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日立市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に日立市災害対策本部を設置し、かつ、日立市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として、乙の県北支部を經由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成26年8月8日

甲 茨城県日立市助川町1丁目1番1号

日立市
日立市長



乙 茨城県水戸市笠原町978番25号

茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長

